

共済手続きにおける一部はんこレス化について

必読

小規模企業共済、倒産防止共済の各手続き様式について、中小機構より令和4年4月1日から認印等一部の押印を廃止（はんこレス化）する旨、通達がありました。

押印廃止となる主な様式

〈小規模企業共済〉

契約申込書*（様式 101）・掛金月額変更申込書（様式 102）・
納付月数通算申出書兼契約申込書（様式 141） 等

〈倒産防止共済〉

契約申込書*（様式 101）・契約変更届出書（様式 113）・
掛金月額変更申込書（様式 210）・掛金前納申出書（様式 214）
重要事項確認書 兼 反社会的勢力の排除に関する同意書 等

※注）銀行届出印のご捺印と、金融機関窓口での口座確認印のご取得は引き続き必要でございますので、ご注意ください。

はんこレス様式の訂正方法について

例) 申込者/契約者：共済太郎、「中央区銀座」を「港区虎ノ門」に訂正

①署名による訂正

※申込者/契約者本人/

法人代表者のフルネームの署名

港区虎ノ門

~~中央区銀座~~ 共済太郎

②訂正印による訂正

※申込者/契約者本人/法人の印を押印

港区虎ノ門

~~中央区銀座~~

共済

※法人の場合
は法人印

●新様式の配布は、中小機構の旧様式の在庫がなくなり次第順次行われるため、当面は旧様式をご利用ください。本組合への新様式入荷時期は未定です。

●**旧様式を利用した場合でも、今回廃止する押印箇所の押印は省略できます。**

詳細情報は、中小機構のホームページ内「押印廃止についてのお知らせ」

をご覧ください。

URL: <https://www.smrj.go.jp/kyosai/announcement/pcgpup0000002hzv.html>

右のQRコードからもご覧いただけます。

